

平成30年度東近江市就学援助制度のご案内

就学援助制度とは、東近江市立の小中学校または県立中学校にお子さんが通学されていて、経済的な理由により就学に必要な経費の負担が困難なご家庭と認められる場合、保護者の方に学校給食費・学用品費などの費用の一部を援助する制度です。



1 対象者

- ①生活保護（教育扶助）を受けている世帯
 - ②児童扶養手当を受給している世帯（児童手当とは異なります。）
 - ③生活が経済的に極めて厳しく、学資などの支払いが困難と認められる世帯
→世帯全員の所得が東近江市教育委員会の定める基準額（生活保護基準1.2倍）以下である世帯
- ※就学援助認定となる総所得金額の目安は以下の表のとおりになります。ただし、世帯構成・年齢等により異なります。

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯
世帯構成	保護者1人（30代） 小学生1人	保護者1人（30代） 中学生1人 小学生1人	父、母（ともに30代） 中学生1人 小学生1人
総所得金額	約163万円	約235万円	約285万円

2 申請方法

就学援助費の受給には、申請書と必要書類を提出し、認定を受けることが必要です。所得制限などの諸要件によっては認定されない場合もあります。

申請を希望される方には、5月に各学校を通じて申請書類をお渡しいたしますので事前に在学されている小中学校または東近江市教育委員会教育総務課までご連絡ください。

3 給付方法

就学援助費（医療費を除く）は原則として保護者の預金口座へ振込みます。

ただし、学校徴収金（学級費・学年費・給食費など）について未納が生じた場合は、学校を通して現金でお渡しします。

4 給付時期

1学期分を7月と9月に、2学期分を1月に、3学期分を3月に給付する予定です。

区分	対象月	給付月
1学期	4, 5月分	7月
	6, 7月分	9月
2学期	8月～12月分	1月
3学期	1月～3月分	3月

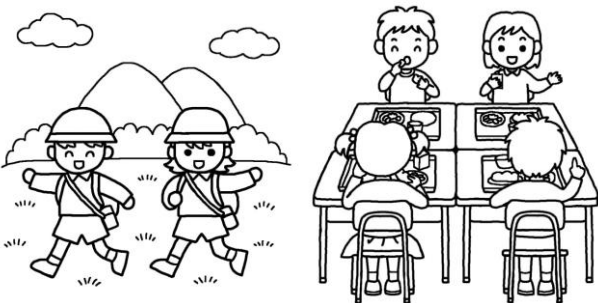
裏面もご覧ください

5 給付内容

種 類	給付限度額(年額) ※注1		給付の対象となる経費の内容
	小学校	中学校	
学用品費	11,420 円	22,320 円	学校における各教科・特別活動の学習に必要とされる学用品の経費
新入学児童生徒学用品費等	40,600 円	47,400 円	小中学校に入学するに当たって必要な物品等の経費 ※当初認定を受けられた新1年生にのみ支給
通学用品費	2,230 円	2,230 円	通学のために必要とする物品の経費 ※1年生には支給されません
体育実技用具費		(上限額) 7,510 円	体育の授業(柔道・剣道)に必要な用具の購入費用
修学旅行費 ※注2	(上限額) 21,490 円	(上限額) 57,590 円	修学旅行に参加するために必要な交通費、宿泊費、見学料などの経費
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	(上限額) 3,620 円	(上限額) 6,100 円	キャンプなど、宿泊を伴う校外活動に必要な交通費と見学料
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	(上限額) 1,570 円	(上限額) 2,270 円	遠足など、宿泊を伴わない校外活動に必要な交通費と見学料
通学費	通学に必要な交通費全額		通常の経路および方法により通学する場合の交通費 ※基準となる通学距離以上の場合のみ支給
医療費	対象となる治療費全額 (医療券を給付)		歯の治療など、学校保健安全法施行令第8条に定められた病気に係る治療費 ※病院の窓口で提示いただくと自己負担が無料になる医療券をお渡ししますので、必ず治療前に申し出て下さい。
学校給食費	支払った費用全額		給食費としてお支払いいただいた経費 ※東近江市立小中学校の在学者が対象

※注1 給付限度額(年額)は予定であり、変更する場合があります。また、年度途中で認定を受けた場合は、給付額が月割り相当分となります。ただし、修学旅行費・校外活動費などの一部の費目については、認定月以降の費用が対象になります。

※注2 生活保護を受けている世帯は、教育扶助に該当しない修学旅行費のみ支給します。



お問い合わせ先
通学されている小中学校 または
東近江市教育委員会事務局教育総務課

教育総務課 TEL 0748-24-5670
IP 050-5801-5670